

		厚生常任委員会	
令和5年12月1日受理		請 第 8 号	
件 名	診療報酬において社会情勢に応じた適切な対応を国に求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 收 藤 川 隆 夫			
<p>(要 旨)</p> <p>1 令和6年度診療報酬改定において、物価高騰や賃金上昇等の歯科医療機関を取り巻く社会情勢や歯科医療機関の現場の実態を踏まえた改定を行うこと</p> <p>2 次期改定までの間に物価高騰等により歯科医療機関の経営を逼迫する状況になった場合、臨時的な加算措置を迅速に講ずること</p> <p>以上2点、国へ要望を行うよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>歯科医療機関は、コロナ禍においても感染症対策を徹底し、県民の皆様への歯科医療提供を継続して行ってきた。しかしながら、慢性的な歯科衛生士不足やパラジウム等の歯科材料、光熱費の高騰など、歯科医療機関を取り巻く厳しい社会情勢の中、政府からは持続的な賃上げが呼び掛けられている。</p> <p>今年の春闘では平均賃上げ率3.58%、人事院勧告では3.3%の上昇が示されており、歯科界も、「賃上げ」という国の重要政策を踏まえ、来春の春闘への対応が必要である。そのためには、公定価格の引き上げを通じた医療従事者への賃上げ対応が不可欠であり、このことが、我が国全体の賃金上昇と地方の成長の実現につながり、経済の活性化も見込める。</p> <p>30年近く類を見ない物価高騰には、一時的ではなく、恒常的な対応が必要である。しかしながら、公定価格により運営する歯科医療機関は、その上昇分を価格に転嫁することができない。歯及び口腔の健康を保つことは、健康増進や介護予防に重要であり県民の健康寿命の延伸に大きく寄与する。歯科医療機関の経営安定のため、また、これからも県民に安全・安心で質の高い歯科医療を提供するためにも、社会情勢に応じた適切な対応を強く求める。</p>			